

無資格者の大会参加に関する罰則規定

1. 無資格

- (1) パートナーが出場できなくなったため、代わりの方が無断で出場した場合
- (2) 参加資格を偽り出場した場合（居住区、勤務先、年齢等）

上記(1)(2)の項目は、本来考えられない、また起こり得ない事柄ですので、以下の罰則を科すこととする。

2. 無資格者の出場に関する罰則規定

(1) 個人戦

1) 個人戦の対象の範囲

- ①本来の登録選手2名と身代わり出場者を含め3名を対象とする。
身代わりをすると罰則があることを、普段から周知させておく。
事前に変更を届ければエキジビションで参加することも伝えておく。
- ②該当大会において、3名の所属団体の登録選手全員を対象とする。
個人だけだと、自分たちだけで済むと安易に考える。

(2) 団体戦の対象の範囲

1) 対象

無資格者が一人でも出場していたら、該当大会の全チームの登録選手全員。

3. 罰則期間と内容

- (1) 最長1年間の出場停止
- (2) 賞品、賞状、メダルの返却

*賞品は同価値の代替品可（相談要）

3. 時効

時効は1年とし、1年前までに遡って適応することができる。

但し、発覚した時点（理事会、事情聴取等で確認）から罰則期間が開始される。

4. その他

- ①団体登録費は返却しない。
- ②年間の運営担当は行方。
- ③強化練習は割り当てる。
- ④所属団体を変えての出場や個人としての出場も認めない。
- ⑤最終決定は、規則に照らし、事情聴取を経たのち、理事会で決定する。
- ⑥施行は令和7年3月からとする。